平成２１年（フ）第２３０９号
神奈川県藤沢市亀井野216番地の９フォンテーヌ湘南103号
債務者　大塚　英明
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３２２号
横浜市南区永田南２丁目12番10号神谷荘
債務者　池田　英彰
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３６３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目29番40―204号
債務者　窪田　佳子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９２号
神奈川県茅ヶ崎市南湖５丁目10番26号
債務者　仲山　勝子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４２７号
横浜市青葉区美しが丘５―33―６チャーフルホームＢ―201
債務者　マエギボカリナこと　マエギボ　アラカキ　カリナ　ミルタ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４３３号
横浜市金沢区平潟町５番５号
債務者　森田すみ江
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４４２号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台16番５―306号
債務者　石井美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４４８号
神奈川県大和市西鶴間１丁目８番14号　レインボー南林間205号
債務者　木村　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４５１号
横浜市港北区菊名６丁目13番53―904号
債務者　加藤　信子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４６７号
神奈川県鎌倉市笛田４丁目24番10―303号
債務者　岡田　貴志
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４６８号
神奈川県鎌倉市笛田４丁目24番10―303号
債務者　岡田さゆり
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５１４号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目15番４―406号
債務者　吉田　初美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産終結

平成１６年（フ）第２３６号
埼玉県朝霞市田島１丁目６番５号
破産者　有限会社丸利根工務店
代表者代表取締役　須貝　数人
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第３６号
北海道沙流郡日高町字清畠370番地の５
破産者　被相続人亡三河憲一相続財産
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２０年（フ）第２３６７号
札幌市西区発寒10条６丁目３番１号
破産者　ジャパンフーズ株式会社
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１１２号
北海道小樽市銭函３丁目511番地２
破産者　中野製菓株式会社
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第４２号
千葉県印西市大森3901番３　コープ囲和102号、住民票上の住所千葉県印西市木下東３丁目８番地１
破産者　小川　晋吾
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部